



ホットな見守りニュース

新手法の点検商法にご注意！の巻

数日後、業者が
家に来て
屋根の写真を
見せながら

はい、
お願いします

ドローンを
飛ばすのね

ドローンを使って
無料で家屋の
安全点検をして
います
お宅を撮影させて
もらっていますか

上空から
点検した結果、
お宅の屋根は
修理が必要です！
火災保険で
直せますよ！

はあ…

見守りポイント

- ◎点検商法とは屋根や床下、水道水を無料で点検するなどと言って来訪し、点検後に不安をあおって高額な商品売りつける手口です。
- ◎ドローンを使ったり、保険の範囲内で修理ができるかのように勧誘したりするなど、次々と新しい手口が出てきますが、その場では返事をせず、周りの人に相談するよう伝えましょう。

対処方法

- ◆高額な契約をするときは、複数の業者から見積りを取り、比較検討しましょう。
- ◆訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフができます。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 市役所庁舎2階市民生活課内

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。